

太陽光発電事業と地域環境との調和に関する事項に対するパブリックコメントの結果について

1 パブリックコメントの実施状況

- (1) パブリックコメントの実施期間
令和5年7月3日(月)～令和5年8月2日(水)
- (2) ご意見・ご提案の応募者数及び件数
応募者数:15名 件数:44件

2 ご意見・ご提案に対する市の考え方

番号	該当頁	ご意見・ご提案	ご意見・ご提案に対する市の考え方	修正の有無
1	抑制区域 (説明資料P2、12行目)	抑制区域⑤の後に、以下を追加し、⑦以降を一つ繰り下げる。 「⑥山林においては、斜面地の地盤の勾配20度を超える区域」提案理由は次のとおり。 ・⑤項により、景観面では県条例よりも厳格となり、市島町愛育館裏山に設置されている施設と同様な設置申請は回避される。しかしながら、県条例の施設設置基準を準用していることにより、地盤の勾配29度でも申請可能となり、防災の観点からは、地域住民の不安解消には不十分である。 ・丹波市の地勢・地形の特性から、山林斜面地の勾配30度の山はいたるところに存在し、丘陵地は極めて少ない。 ・仮に、稜線まで高さ100mの山に4999㎡の設備を設置するとすれば、斜面に縦30m×横165mの施設も申請可能となり、勾配30度では、地域住民に大きな不安を与える設備となる。 参考情報 県まちづくり部建築指導課条例担当に確認したところ、市が県条例の設置基準をより厳格にすることは、差し支えないとのことであります。また、上記の提案を条例に規定しても県から指導することはないとの言質を得ましたので、是非ご検討の程、よろしくをお願いします。	斜面地の地盤の勾配は、県条例の「太陽光発電施設の設置等に関する基準」に準じたものとする予定です。	無
2	施設基準 (説明資料P2)	施設基準は、県条例の施設設置基準のように別表が添付されていないので、その詳細は不明であるが、地域住民の不満、不安解消のために、①及び②の規定をどのように具体的数値をもって表現するかが重要である。細部の検討に当たっては、「性善説」ではなく、「性悪説」に基づいて規定していただきたい。 ご存じのことと思うが、熊本県阿蘇の外輪山内側の草原に太陽光パネルが一面敷き詰められつつある。世界自然遺産の申請も危うくなるほどであり、県知事も懸念される状況になっている。このように開発業者は、条例に抜け穴があれば、景観や環境との調和よりも利益優先で申請するのである。丹波市でそのようなことにならないよう、お願いしたい。	施設基準は、県条例の「太陽光発電施設の設置等に関する基準」を参考に定めます。	有
3	全般	条例の基となる説明資料は、県条例に抵触しない範囲でいかに制限をかけるについて、知恵を絞られた努力のあとが窺える。そのため、個人が設置する小規模設備は厳しい制限がかけられる一方で、5000㎡を超える大規模設備は、依然として県条例の緩い基準のままであり、丹波の緑豊かな自然環境と調和しない設備が設置される可能性はなんら変わらない。県が許可する大規模設備計画に対して市として意見が言えるよう、県担当課と県条例の改正に向けた調整をお願いしたい。(市条例に5000㎡を超える計画に対して、意見が言える条文が追加できれば理想的です。)	事業区域が5,000㎡以上の場合は、県条例の適用となりますが、県条例の事務処理要領に基づき丹波市の意見を付して回答しています。	無 (対応済)
4	施設基準 (説明資料P2)	①の後に、次の②を追加し、以降を繰り下げる。 「周辺住宅への悪影響防止に関する事項」 提案理由私は、自宅裏北側の敷地に16.4Kwの施設を設置しております。母屋と施設との距離は35mです。 夏場、次のような事象が発生し、太陽光パネルの悪影響を実体験しております。その事象とは、まぶしくまともに外を見れない。部屋の室温が上昇し、カーテンを閉めなければ生活できないというものです。 売電で収入を得られますので我慢できますが、これが他人の施設なら、苦情どころか抗議すると思います。 このような事象を発生させないようにするためには、住宅の北側に設置する太陽光施設は、パネルの設置角度を15度以下に規制する必要があると思います。	施設基準において、季節ごと、時間帯ごとの太陽の角度との関係に注意し、周辺の住宅や道路等に反射光が届かない位置、傾斜角度等とすること。それでも反射光の影響を与える場合には、植栽帯等により反射光を遮る措置をとることとしています。	有
5	定義 ・設置者 (説明資料P1)	設置者 説明資料の定義では、自家消費用で設置する設備が含まれるのか曖昧であり、次のとおり、修正する。 ・設置者 太陽光発電事業を行う者(自家消費用で設置する者を含む。)	この条例では、事業区域が200㎡以上の太陽光発電施設を対象としています。	無

番号	該当頁	ご意見・ご提案	ご意見・ご提案に対する市の考え方	修正の有無
6	市の責務 (説明資料P1)	市の責務 「太陽光発電事業と地域環境との調和を図り、太陽光発電事業が適正かつ円滑な運用が図られるよう必要な措置を講じます。」 廃棄処分の事業者責任があるが、処分場所は市内にあるか？ (1)同一年度に大量に設置されれば、同一年次近くに廃棄が集中する。そのため単年度での総量規制が必要ではないか。 (2)そもそも市は大量の産業廃棄物の想定はできているか。 (3)そもそも地域環境との調和は本事業では無理。住宅の屋根等の戸別分散が馴染む。	(1)太陽光発電設備の処分は産業廃棄物に該当し、市内に処分場はありません。市では、設置にかかる総量規制は設けておらず、本条例に基づく事業計画や維持管理等の報告により、設置者及び管理者へ適正な設置及び管理を求めます。 (2)全国的に太陽光発電設備の大量廃棄が想定される問題であると認識しております。市は本条例に基づく事業計画により、太陽光発電施設の維持管理の方法(太陽光発電施設の廃止後の措置含む。)を確認するとともに、毎年廃止後の措置の方法について報告を求めています。 (3)太陽光発電施設と地域環境の調和を図るため条例制定を進めており、建築物の屋根又は屋上等に設置されるものは、本条例の対象としていません。	無
7	2 基本的事項 (概要P1)	2.基本的事項「(4)太陽光発電施設を廃止したときは、速やかに撤去するよう義務付けています。」とありますが、設置者が倒産(偽装を含む)した時に備えて、受取人名義を市長または、都市 建設部とした損害保険加入を義務付ける必要があります。	損害賠償保険などの任意保険は、設置者が加入するものであり、条例で規定することは適切でないと考えます。	無
8	設置者及び管理者の義務 (説明資料P1)	設置者及び管理者の義務 「廃止の際に要する資金を確保しなければなりません。」とありますが、倒産した場合、債権者が複数にわたる事が多いため、回収に手間取る恐れがあるので、やはり、上記の保険加入が最善の選択肢と思われます。「廃止の届け出」「その場所に放置することなく、速やかに・・・」とありますが、放置された場合は、産業廃棄物処理法等、関連法によって厳しく処罰することを明記する必要があります。	設置者及び管理者の義務では、関係法令及びこの条例を遵守について規定しています。 太陽光発電施設を撤去せず、放置された場合は、指導・勧告を行い、勧告従わない場合は、公表し、国県へ報告することにより、FIT法の認定が取り消される場合があることについても、周知します。	無
9	2 基本的事項 (概要P1)	下限値の面積については現行の1,000㎡以上5,000㎡未満で良いと思います。	家庭用は10kw未満、産業用は10kw以上で区分されており、環境省が示す発電量1kwあたりに必要な面積は15㎡とされており、これに管理用の通路や排水施設等を加え、下限面積については、太陽光発電施設と地域環境との調和を図るため、200㎡に設定しています。	無
10	抑制区域 ⑧住宅地の境界から50m以内の区域 (概要P2)	住宅地の境界から50m以内となると、当地方に於てはほとんど出来ないのではないですか。農用地から除外された農地等はほとんどこの50m以内にあると思います。出来れば住宅地境界より20m以内にすればもっと手軽に太陽光発電が出来ると思います。将来、増々自然を利用した発電は大事な事です。	太陽光発電施設と地域環境との調和を図るため、近隣市を参考に50m以内と設定しています。	無
11		青垣町に農地を所有しております。柏原町に在住して仕事も柏原町で行っており農業は出来ませんので太陽光にしたいと思っています。今のところ耕作者の方がおられますが高齢者の為長期にわたっては無理で後々は耕作放棄地になる可能性が高い為太陽光を認めて頂きたいです。	太陽光発電施設と地域環境との調和を図るため、抑制区域を設定しています。抑制区域に設置する場合は、近隣関係者の意向を尊重し、了解を得た上で事業を進める必要があります。	無

番号	該当頁	ご意見・ご提案	ご意見・ご提案に対する市の考え方	修正の有無
—		1. 前提 県の条例よりも規制対象の間口を広げて、丹波市としてよりきめ細かく対応されようとしていると理解しました。「概要」の資料によりますと、(1)市民への周知・事業説明が不十分、(2)維持管理・廃棄に関する相談・苦情の発生、が条例設置の背景とされているように思われますが、現状において市内の施設設置数、面積、相談・苦情の発生件数およびその内容等のデータが提供されていないので、提供されている資料の文面に対応する表面的なコメントとなり、必ずしも実情に沿った実質的なコメントにはなっていない可能性がありますこと、ご承知おき下さい。	—	—
12	廃止の届出 (説明資料P3)	2. 廃止の届出について 廃止の届出時には、施設の処理方法および時期についても報告対象としておくのがよいのではないのでしょうか。これらが決まっていないということは、適正に行われない可能性が疑われますので、早期対応に資するのではないかと考えます。	廃止届に盛り込むようにしています。	無 (対応済)
13	報告の徴収 (説明資料P3)	3. 報告の徴収について ・年次報告 事業者が丹波市における届出対象施設以外の施設を運営している可能性があることを踏まえ、当該丹波市施設以外の施設(丹波市外施設)について、(1)設置および廃止状況、(2)事業にかかる行政指導、勧告、罰則、その他法令違反等の有無、を報告対象として加えてはいかがでしょうか。注意すべき事業者であるか否かの判断材料にもなり、問題発生に対する早期の対応が可能になる可能性があると考えます。 ・逐次報告 報告は年次とされていますが、市民からの相談・苦情が発生した場合や事業者が法令違反を犯したり、倒産が危惧されるような状態に陥った場合、報告内容が不十分な場合等に備えて、キャッチオール的に、市が期限を定めて報告を求めることができるようにしておいてはいかがでしょうか。	・年次報告 丹波市外の太陽光発電施設については、報告対象としていません。 ・逐次報告 事業区域内が起因し、周辺環境に被害が発生した場合又は異常が生じた場合は、市へ報告するとともに、近隣関係者へ周知するよう定めます。	無 有
14	勧告 (説明資料P3)	4. 勧告について 大規模な施設で問題が発生してしまうと対応に多大な労力と金銭が必要となり、また環境その他に対する被害も大きくなる可能性が高いと考えられます。一定以上の規模の施設については、神戸市の条例のように違約担保金制度を採用し、勧告に応じず適切な措置を講じなかった際には、市が事業者の費用で市が適切と認める措置を講じる権利を有することも確保しておけば、違反の抑止効果が上がるのではないのでしょうか。	神戸市では、50,000㎡以上の大規模な施設が対象となっています。丹波市は200㎡以上5,000㎡未満を対象とし、5000㎡以上は県条例の適用となります。 市では、本条例に基づく事業計画により、太陽光発電施設の維持管理の方法(太陽光発電施設の廃止後の措置含む。)を確認するとともに、毎年、廃止後の措置の方法や廃止に係る費用の確保の状況の報告を求め、必要な指導又は助言をしていきます。	無
15	罰則 (説明資料P4)	5. 罰則について 対象 罰金の対象が、無届および虚偽届に限定されています。違反抑止の観点からは、勧告に従わない場合も含めるべきではないのでしょうか。 罰則額 問題発生時の損害想定額に比して、罰金額が低すぎると感じます。勧告不服従を罰則対象に加える前提ですが、抑止効果アップのためには、地方自治法上認められている100万円を上限としてはいかがでしょうか。もちろん、違反の程度に応じて、実際の金額を決めることになるのでしょうか。 両罰規定 今回の条例案は、県の条例をベースとされていると推測しますが、そうであれば、わざわざ両罰規定を外す意味はないと考えます。	対象 県条例に準じたものとするため、勧告に従わない場合は、罰則対象としませんが、公表することにより、違反業者はFIT法の認定が取り消されることもあります。 罰則額 県条例に準じた額としています。 両罰規定 県条例に準じて両罰規定を盛り込みます。	無 無 有

番号	該当頁	ご意見・ご提案	ご意見・ご提案に対する市の考え方	修正の有無
16		6. その他 ・事業譲渡等への対応 今後も、事業再編や太陽光事業の採算性悪化等により、事業譲渡等による設置者または管理責任者の変更が想定されますので、変更後の設置者または管理責任者への条例適用を担保する規定を設けてはいかがでしょうか。（例えば、譲渡時の事前報告義務、承継者による条例上の地位の引継・順守の確認等） ・損害賠償保険加入義務 一定規模以上の施設については、工事、操業、維持管理上発生する損害に対する保険加入義務を検討されてはいかがでしょうか。 ・施設関連情報の明示 各施設について、施設の設置者、管理者および関連行政窓口の名称および連絡先ならびに行政上の施設管理番号等を現地で明示する義務を課してはいかがでしょうか。住民からの連絡がしやすいように、また明示による設置者・管理者の違反抑止効果が目的。	・事業譲渡等への対応 設置者及び管理者の変更については、規定します。 ・損害賠償保険加入義務 損害賠償保険などの任意保険は、設置者が加入するものであり、条例で規定することは適切でないと考えます。 ・施設関連情報の明示 事業計画に係る事項を記載した標識の掲示は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）で示されており、施設基準に盛り込みます。	有 無 有
17		①地域、地域環境と共存出来る設置、設置後の運用を求めます。	近隣関係者への説明は、近隣関係者の意向を尊重し将来的なトラブルを生じないよう配慮し、設置後の維持管理状況の報告を求め、必要な指導又は助言をしていきます。	無
18		②土地を売却する人も安心出来る制度である事を求めます。	売却後、太陽光発電設備が設置された以降は、設置者又は管理者に維持管理状況の報告を求め、必要な指導又は助言をしていきますので、安全な地域住民の生活を確保していきます。	無

番号	該当頁	ご意見・ご提案	ご意見・ご提案に対する市の考え方	修正の有無
19		③その他別紙にて。 現在FITによる太陽光発電事業は2,000㎡～3,000㎡の広さで高圧の事業所が主流であり売電のみの低圧の発電所は無い。 現在丹波市開発1,000㎡についても手続き費用は土地売主が土地を安く売る事になっただけで、今も土地を無償でも手放したい方がいる。 FITによる買取価格が低くなったためにここ数年新たな発電所計画が少なくなったが今後は新電力対応の発電所が増えることが予想される。 新電力対応の発電所にFITより売電利益がある訳ではないが、お国が新電力による再生エネルギーに力を入れるために今後の発電主体は新電力会社になる。これがどういうことか理解して考えないといけないと思う。新電力会社は下請けに、下請けは孫請けに業務を依頼する。今までの太陽光発電事業の設置等していた会社が孫請けの位置で業務を行う事になる。協議した内容が発電事業者も理解できるように運用基準を定める必要がある。特に発電所の管理、除草等の管理内容の運用基準を作る事等、村ごとで判断をする事を減らしていただきたい。 面積に関わらず、野立ての太陽光発電施設はすべて届け出を要して丹波市の基準設置・設置後運用を明確にして運用するべきと考えるが丹波市の開発とは別に定めるべきと考える。 道より低い、近隣民家より低い土地での設置に関して排水を抑制するくらいがよいと思う。その他、手続きに費用をかくより土地所有等に還元される方法を望む。 野立ての太陽光発電事業が広まったが、丹波市の方が自分の土地で事業を行う事が少ない。太陽光発電事業に関する事業者が他の地域の事業者が多いため、地域の環境に配慮できない事業者が多く、地域にとって負担になっている。 やむなく土地を売却する人もいるので、ある程度の理解をもって売却が進められるように配慮を求めます。 危険区域について設置はありえない。 抑制区域については配慮した設置基準を望む。 発電の許可を出している経済産業省が制度を整えるべきと思う。	・丹波市の条例制定は、太陽光発電設備に特化した条例であり、施設基準についても定めます。なお、開発指導要綱の太陽光発電設備に関する部分は改正により削除します。 ・太陽光発電施設と地域環境との調和を図るため、抑制区域を設定しています。抑制区域に設置する場合は、近隣関係者の意向を尊重し、了解を得た上で事業を進める必要があります。	無
20		いつも丹波の為に活動してくださりありがとうございます。県庁の概要と資料説明も拝見させて頂きましたが 丹波の特性に配慮された概要になっており感謝申し上げます。 本題ですが 難しい事や詳細は私よりも学歴と知性教養をお持ちの方にお任せしたいと思いますが 基本的な権利が守られる事項では無い様に感じます。基本的な権利とは「安全な空気 安全な水 安全な土」です。特に都会田舎と言われる丹波の特徴であり誇れる部分は都心部から短時間で自然豊かでありながら便利な土地柄だと思います。その宝の自然を危険に晒して迄脱炭素や脱原発をしなければいけないのか疑問です(風力発電もバードストライク等問題があります)。電力が必要なのは人口密集地の都心部です 都心部のビルやご家庭の屋根に設置するのが本筋でしょう。耕作放棄地とのマッチングも仕方のない事だと思いますが 廃業後の土地転売規制も無い？水源の外資参入は安全な水の権利を脅かします。化学工場等が建設されても土砂災害等での汚染は必至です。 太陽電池モジュールや付属部品に関しての質が問われていない事にも疑問を感じます。一般的なモジュールは微量であるとは言われていますが有害物質を使用してます 例え安全なシリコン製であっても自然界には不自然な物質です。それが災害(火災や台風)で破損した場合の土壌汚染・地下水汚染に関しての保証が設置者や管理者に可能ですか？廃止や廃業は資金が潤沢な企業はしませんが 廃止・廃業後の原状回復は殆どが無理だと考えます。それに対しての本事項の勧告や罰則は恐れ入りますが 市が責任転嫁をする口実の為の概要の様に受け取れます。市や県が保障する 若しくは それ相応の保険に加入してる業者だけにするなどして頂かないと逃げ得状態だと考えます。	太陽光発電設備を廃棄処理する際の留意点については、環境省の「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン」があります。 市では、本条例に基づく事業計画により、太陽光発電施設の維持管理の方法(太陽光発電施設の廃止後の措置含む。)を確認するとともに、毎年廃止後の措置の方法について報告を求めています。	無

番号	該当頁	ご意見・ご提案	ご意見・ご提案に対する市の考え方	修正の有無
21		税収入や地域活性化を優先させ 太陽光発電業者への付度の事項であり 市民の基本的な権利に配慮して頂いてないと感じております。 またオーガニックや有機の需要は大きい様に見受けられます。丹波市がその方向性で行くのなら もう少し 他県(例えば山口県岩国)のトラブルやカリフォルニア州のトラブル等に鑑みた政策を取って頂けたらと感じます。	今回の条例制定によって、太陽光発電施設と地域環境との調和を図っていきます。	無
22		農地・水田などが農転だけで簡単に太陽光発電所にできるのが疑問 表土を漑き取らなければすぐに農地に戻せるとかの定義がある？ 簡単に太陽光発電所にできるのが問題	農地転用の許可後、設置者及び管理者は条例に基づき、近隣関係者への説明、事業計画書の届出、適正な維持管理等、様々な手続きが必要となります。	無
23		事前協議書が提出された時点で、市は事業計画届出書の受理をするまでに、現地確認及び近隣関係者への聞き取り調査を行うべき業者は、市・県に受理してハンコをもらえた事で地元の要望などを無視する傾向があるように感じました、工事を行う上で地元より有利になったと思う傾向があるように感じ、工事についての意見を聞き入れてもらえなかった。	設置者及び管理者の責務として、設置者及び管理者は、太陽光発電事業の実施にあたり、関係法令及びこの条例を遵守し、災害を防止し、景観、居住環境その他地域環境に十分配慮し、並びに近隣関係者と良好な関係を保たなければならないと定めています。	無 (対応済)
24		地元で土木工事の経験者などが(一級土木管理技士等)自治会の建設委員会などに入ってもらい、図面の確認及び現場確認を行う事を工事着手前に書面をもって取り交わす、市役所ではどの程度現場を把握して図面を確認しているかが疑問造成の計画図面上で表示されている材料及び工法が仮設材料や仮設工法で安く考えられている事が多く見受けられました。又、通常の造成工事には使えない使わない材料や施工方法などがあり、指摘して変更してもらおうのが大変でした。	事業計画の届出時は、施設基準及び事業計画で示す関係書類により、確認します。また、完了検査の結果、不備な箇所があるときは、設置者又は管理者の負担において、整備しなければならないと定めます。	無
25		丹波市市島町の愛育館裏山の太陽光発電所は、急勾配の斜面に設置されていて誰が考えても雨・風の影響を大きく受ける事が考えられます、この様な場所に設置許可を出すのはおかしいのではないですか。又、景観が大変見苦しくなっているのも事実であると思います、それとこの土地については地番と雨水の流出経路が同じ自治会でないために当初の説明会では流出経路側の自治会には詳しく説明がなかったように聞いています。私の自治会でも地番の自治会と雨水等の影響が出る自治会は他に3自治会あるので説明及び協議するのが大変難しい事が起こっています。	施設基準により、周辺地域の景観と調和を図ります。 設置者は、事業計画の内容について近隣関係者の理解が得られるよう努めるとともに、近隣関係者の意向を尊重し、将来紛争が生じないよう配慮しなければならないと定めています。	無 (対応済)
26		造成工事のある建設予定地については造成の土木工事が終わり次第届出書を受理した丹波市もしくは兵庫県及び地元自治会の造成工事の確認検査を行うべきである、通常パネル等の電気施設完了時の最終検査になるが パネル等を設置してしまえば造成工事の図面通りに施工出来ていない箇所などの指摘をしてもやり直し工事ができないし してもらえない事になる、造成工事と電気工事は通常別発注なので電気工事に入るまでに造成工事の確認検査を行うべき。これにより設計上の不備及び施工上の不備が現地で確認できて手直し工事が行える。現在、私の自治会での工事についてもやり直し及び手直し工事が行われています。(施工業者を変更してもらった)	造成工事の確認検査は実施しませんが、完了検査の結果、不備な箇所があるときは、設置者又は管理者の負担において、整備しなければならないと定めます。	無
27		森林等を伐採しての建設工事については、伐採材の適正処理が出来るかを計画段階から詳しく確認して、施工中においても作業状況を確認する事が大事だと思います。 木の幹については売却出来るが、根株と枝葉については場外搬出処分となり産業廃棄物処分の高額な費用がかかるために地中に埋めたりしての不適切な処分を行う業者がいるとも聞いています。	設置者及び管理者の責務として、設置者及び管理者は、太陽光発電事業の実施にあたり、関係法令及びこの条例を遵守し、適正に事業を進める必要があります。	無

番号	該当頁	ご意見・ご提案	ご意見・ご提案に対する市の考え方	修正の有無
28		売電業者オーナー・工事の施工業者などは地元の業者でない為、工事が早く安く終わればいいだけと考えている施工能力・責任感のない業者が都合の良い施工をして図面とは違う形状及び構造にしていた例も多々あります。完成後も 雑草 倒木 沈砂池の堆積物除去 排水路の掃除・補修などの管理が出来るか心配しております。出来る業者、出来ない業者の区別する事が難しい状況だと思いますので何か対策案があれば良いのですが。	設置者及び管理者の責務や維持管理に係る規定により、毎年維持管理の状況を報告を求めている、必要な指導又は助言を行います。	無 (対応済)
29	定義 (説明資料P1)	200㎡以内であっても抑制区域内の場合には、これに該当する旨	家庭用は10kw未満、産業用は10kw以上で区分されており、環境省が示す発電量1kwあたりに必要な面積は15㎡とされており、これに管理用の通路や排水施設等を加えて200㎡として下限面積を設定していますので、200㎡未満の産業用の太陽光発電施設は無いものと考えています。	無
30	設置者及び管理者の責務 (説明資料P2)	近接関係者と良好な関係を保つ事はもちろん、設置に理解を得る旨(抑制区域内)	「設置者及び管理者の責務」及び「近隣関係者への説明」で規定しています。	無 (対応済)
31	抑制区域 (説明資料P2)	⑥(町道・里道を含め)道路より低い土地への設置(高低差の影響) ⑧近接関係者の住環境に悪化のおそれがある土地(位置関係) ⑧近接関係者の住環境に影響を及ぼす事が容易に想定される設置計画 市の田園・自然ゾーン構想区域内で既に設置過剰気味区域とみられる地区	ご意見いただいた抑制区域については、「その他景観の阻害など住環境が悪化するおそれがあると認めた区域」として検討していきます。	無
32	施設基準 (説明資料P2)	・都市計画マスタープランの構想と景観の整合性 ・各自治会内面積の何%内までなどの制限 ・反射光の影響、施設周辺の環境整備計画など、近隣関係者の住環境への配慮	・都市計画マスタープランでは、「太陽光発電施設の設置等の規制・誘導などにより、田園景観を保全し、丹波市らしい豊かな景観を継承する」としており、今回制定する条例との整合は図れています。 ・各自治会内面積における太陽光発電施設の割合などの制限は、抑制区域を定め地域環境との調和を図っていますので、考えておりません。 ・施設基準に盛り込みます。	無 (対応済) 無 有
33	事業計画の届出 (説明資料P2)	抑制区域内の場合、近接関係者の同意(書)が必要な旨 近隣関係者の住環境への配慮計画 (反射光の影響、施設周辺の環境整備計画など、近隣関係者の住環境への配慮計画) 近接関係者の住環境に影響を及ぼす事が想定された場合の対応策の提示 近隣関係者からの苦情・要望・意向への配慮計画書提示	同意は求めませんが、近隣関係者への説明に係る報告の内容を確認し対応します。 近隣関係者への説明は、住環境への配慮を含めたものとなります。	無 無 (対応済)
34	近接関係者への説明 (説明資料P3)	抑制区域内設置の場合、近接関係者の同意が必要な旨 近隣関係者の住環境への配慮計画説明の義務化	同意は求めませんが、近隣関係者への説明に係る報告の内容を確認し対応します。 近隣関係者への説明は、住環境への配慮を含めたものとなります。	無 無 (対応済)

番号	該当頁	ご意見・ご提案	ご意見・ご提案に対する市の考え方	修正の有無
35	検査 (説明資料P3)	抑制区域内の場合、検査の際には近接関係者も同席を求め、検査にあたる旨	設置者は、近隣関係者の意向を尊重し、了解を得た上で事業を進められるため、検査の際には、近隣関係者の同席を求めません。	無
36	報告の徴収 (説明資料P3)	近接関係者の住環境に影響を及ぼしていない事の確認と定点観察実施・報告 近接関係者の住環境に影響を及ぼした場合、対策の報告と実施内容の報告 対策実施による近接関係者の承認結果	条例に基づき適切に対応します。	無 (対応済)
37	指導又は助言 (説明資料P3)	近接関係者の住環境に影響を及ぼしているとみなされた場合	太陽光発電施設と地球環境との調和を図る必要があると認めるときは、指導又は助言できるよう定めます。	無 (対応済)
38	罰則 (説明資料P4)	抑制区域内の場合、設置業者がやり直した方が得策。と思える金額	罰則については、兵庫県条例に準じた金額に設定します。	無
39	抑制区域の⑤ (説明資料P2)	①「山林においては、稜線の高さの概ね3分の1を超えた区域」は「禁止区域」としていただきたいです。木を伐採することは、安全ではないからです。 ②山林の稜線の高さ1/3以下の区域は、「抑制区域」としていただきたいです。こちらも伐採して斜面に設置することになり、安全ではないと考えるからです。	①禁止区域は、土砂災害の発生する恐れがある区域や地域環境との調和が必要な区域として定めています。 ②近隣市を参考に抑制区域として定めています。斜面の設置については、施設基準を定めます。	無
40	抑制地域 (説明資料P2 7、9 行目)	【意見】 農地所有者の課題の1つは「使い切れない農地」。この固定資産税、水利費(当地は貸しても所有者負担1万円/10a)、草刈(当地は1.5万円/10a)等の管理費負担が大きくなっている。農業担い手が減少している山間部では売却も難しい。農地等の国庫帰属制度も施行されたが負担金が非常に高い。太陽光発電事業は空き農地の活用として最適であり農地管理の経済的負担から解放される。景観も大切であるが抑制区域を設定し「売却する権利」を剥奪するならその区域の維持負担を行政等が負うべき。宅地から50mとすれば5～10aが抑制区域になり年間1.3～2.5万円以上必要。近接住居人の眺望時間、光反射等の影響を考えても「住居から10m程度」でよい。景観擁護者に「反対する権利」を与えるのではなく擁護者による買い取り・耕作、維持費負担、耕作放棄による環境悪化受容等の合意義務を課されたい。また、丹波市はこの区域内の固定資産税減免、農地所有条件の見直し、水利費と土地改良賦課金減免推進、国庫帰属制度活用支援金創設、農地購入者の積極的斡旋等で農地活用者及び維持管理者の拡大により景観保護を願う。(景観保護負担を農地所有者に全て押し付けないでほしい。) 【変更提案】 ⑥国道及び県道の敷地境界から50m以内の区域 → 削除。 (50m以内を一律に通行者からの景観を保護する必要はない。意図理解できない。) ⑧住宅地の境界から50m以内の区域 → 変更。 →「住民が住民登録し、定常的に居住している住宅地の境界から10m。それを超える区域の景観を求める住人は自ら買い取り、耕作等で環境確保する」(未住居、空き家、別荘等、常時居住してない住宅地は除くべき。景観擁護者も負担すべき。)	太陽光発電施設と地域環境との調和を図るため、抑制区域を設定しています。抑制区域に設置する場合は、近隣関係者の意向を尊重し、了解を得た上で事業を進める必要があります。	無

番号	該当頁	ご意見・ご提案	ご意見・ご提案に対する市の考え方	修正の有無
41		議案全体を読ませていただき、共感し、このまま条例が制定されることを深く希望します。 丹波市でもあちこちでパネルを見かけるようになり、心痛めておりました。特に、市島ライフビアの後ろの山の急斜面についたものについては、がけ崩れのもとになりそうなことや、避難所の近くということも含めてこのままつきたい放題をしていては、いけないのでは？と思っていました。今後、このようなパネル設置が広がらないためにも、条例は、必須だと思います。 市内でも相談や苦情があるとのことですが、どういったものがあるのか、どう、解決されていったのか、できる範囲で公表していただければ、ありがたいです。	相談や苦情の内容は、概要に記載のとおり、設置者の地域住民への周知や防災措置を含めた事業説明が不十分なこと、また、管理者の施設設置後の維持管理、施設が不要となった場合の廃棄処分等に係る市民の皆様から相談や苦情等です。 解決策としては、市から設置者及び管理者へ近隣関係者の意向を尊重し将来的なトラブルが生じないよう、指導を行い対処しています。また、この条例を制定することにより、条例施行前に設置された太陽光施設に対しても報告を求め、指導・勧告を行うことができます。	無
42	抑制区域 (概要P2)	⑧住宅地の境界から50m…は「禁止区域」に入れ込んで下さい。(住環境を維持するため) ⑥国道・県道から50m…に「市道」を加えて下さい。(市道を外す理由がわからない)	⑧禁止区域は、土砂災害の発生する恐れがある区域や地域環境との調和が必要な区域として定めています。 ⑨住宅地の境界から50m以内は、抑制区域を設定していますので、市道は含める必要はないと考えています。	無
43	全体として	工事完了後、条例に違反することが判明した場合には「撤去命令」を出せるよう明文化して下さい。	完了検査の結果、不備な箇所があるときは、設置者又は管理者の負担において、整備しなければならぬと定めます。 撤去命令について明文化はしませんが、指導・勧告・公表により対応します。	無
44		太陽光発電で作られた電気を、作られた地域で使わず、電力会社に販売する目的でソーラーパネルを設置することに反対します。 ソーラーパネルを設置された土地には大量の除草剤がまかれています。オーガニックビレッジ宣言をした丹波市としては、発がん性が指摘されている除草剤の使用を規制すべきだと思います。また、ソーラーパネルの耐久年数や、処分方法なども明確ではありません。補助金など目先の利益だけに捕らわれて農地を転用しパネルを敷き詰め、景観を壊し、除草剤をまき散らすのはやめてほしいです。 地方としては、これからの人口減、エネルギーの高騰などに対し、対策をする必要があると思います。大規模なソーラー発電ではなく、各家庭が家庭で使用する電気を自給するためにソーラーパネルを使ったり、自治会単位でそれぞれの地区で電気を使用することを目的にソーラーを設置するなど、小規模発電にシフトしていく必要があると考えます。小水力発電を取り入れるのも良い方法だと思います。 何十年も先を見越した選択をされることを願います。	太陽光発電施設と地域環境との調和を図るため条例制定を進めています。 太陽光発電設備の設置及び維持管理について、設置者及び管理者は、近隣関係者の意向を尊重し将来的なトラブルを生じないよう配慮することとしています。 維持管理の方法は、施設基準において、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づいて、太陽光発電施設を適切に保守点検及び維持管理が行われるよう努めることと定め、適切に対応します。	無